

ID: 120

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	工作物の中間検査(第7条の3第2項の準用)		
法令名称 根拠条項	建築基準法 第88条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】 準用規定法第7条の3第1項の規定による。 (建築物に関する中間検査) 第7条の3 建築主は、第6条第1項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程(以下「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。 (1) 階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程 (2) 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程 省令第4条の8 (中間検査申請書の様式) 第4条の8 法第7条の3第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第4条の10において「中間検査申請書」という。)は、別記第26号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。 (1) 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類 (2) 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあっては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(既に中間検査を受けている建築物にあっては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。) (3) 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあっては、当該変更の内容を記載した書類 (4) その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類 (5) 代理者によつて検査の申請を行う場合にあっては、委任状又はその写し 2 法第7条の3第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事に対して行う場合の中間検査申請書にあっては、前項第1号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。 省令第4条の3 (申請できないやむを得ない理由) 第4条の3 法第7条第2項ただし書(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第7条の3第2項ただし書(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。			
標準処理期間	受理した日から4日以内(法第7条の3第4項)		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 25 日